

## 出席扱い制度新规定および申請手順について

サンフランシスコ日本語補習校

### 1. 出席扱い制度新规定について

\* 中学生は以下の条件（3）（4）以外の出席扱いの適応はありません。

\* 高校生については高等部進級条件があるため、以下の（1）～（4）の場合についてのみ出席扱いが認められます。その他の理由については、出席扱いは適応されません。

<出席扱い新规定の条件（中3・高1対象）>

（1）米国の大学入学に義務付けられている SAT、ACT を受験する場合。但し、出席扱いの適応となる受験回数は両試験合わせて7回までとする。

（2）集中学習期間と現地校との授業日が重なった場合。

（3）服喪の場合。（忌引）\*

服喪期間は以下の通りとする。

- ・ 父母：5日間
- ・ 兄弟・姉妹：3日間
- ・ 祖父母・曾祖父母・おじ・おば：1日間

\* なお日本国内での葬儀に関しては、上記期間に前後1日ずつの旅行日を忌引に含めることができる。

（4）出席停止を命じた場合。（出席停止）

### 2. 申請の手順について

① 事前に指定の様式1（出席扱い申請書）に必要事項を明記して提出してください。

② 申請内容が妥当であると認められた場合：

（1）の場合：試験受験後に受験票など受験したことを証明できる証書のコピーを提出してください。

（2）の場合：現地校出席後、Form 2 に現地校の担当の先生のサインをもらって提出してください。

（3）の場合：様式1の提出をもって出席扱いとします。

（4）の場合：法定伝染病などで欠席の場合、医師の診断書を提出してください。